

会 議 記 録

会議名	第1回 芦別市総合庁舎整備に係る市民検討委員会
-----	----------------------------

日 時	令和4年9月6日（火） 午後6時00分から午後7時00分まで	場 所	市役所3階 第1会議室
-----	-----------------------------------	-----	----------------

第1回 検討委員会の内容について、次のとおり記録したものである。

会 議 の 概 要

1 開会

総務防災課長

お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から第1回芦別市総合庁舎整備市民検討委員会を開催いたします。

初めに委員の皆様、事務局の自己紹介を行いますのでよろしくお願い致します。（各自あいさつ）

続いて、開催に当たりまして市長からご挨拶をいただきます。

2 市長挨拶

みなさんこんばんは。ご多用な中、またお仕事で大変お疲れの中、こうしてお集まりいただきましてありがとうございます。また、日頃から市政の推進に特別のご理解をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

この委員会におきましては、令和2年の7月に4回目を開催して以来となるところでありますが、委員14名の皆様、現委員の皆様が8名、新たに6名の方に就任をいただいております。委員を引き受けていただいておりますことにつきまして、重ねてお礼を申し上げます。

新庁舎の整備につきましては、市におきまして令和元年から検討を進めてまいりました。

そんな中で、ふるさと納税返礼品の最有力な企業であり、市の財政にも大きく寄与いただいております日本ソーイング社北海道工場が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響におきまして、令和2年の9月に撤退をするという予想だにしない事態が生じたわけでございます。

そういったことなどから、市内経済の低迷等により税収の大幅な減収が見込まれたことに加えまして、コロナ禍から市民の皆様との意見交換の場も得られにくい状況にございました。加えて、国の有利な地方債活用の有効期限まで物理的に対応が困難であるということなどから、地方債の活用を断念いたしまして、苦渋の決断でありましたけれどもいったん立ち止まりまして、実施設計等におきましては先送りにすることを令和2年の7月に決定をさせていただいております。このことにつきましては、冒頭申し上げま

した第4回の委員会においてご説明を申し上げた経緯がございます。

以降2年余りが経過します中、基本計画の基となります基本構想で新庁舎の建設場所を福祉センターの横を予定しておりましたが、さまざまな課題も生じることとなり、市内部で検討を行ってきたわけでございます。その結果、現庁舎前のもとまち公園を活用することが望ましいという結論に至りまして、このことを合わせ整備等につきまして改めてご意見を賜りたく、これまでの振返りを含め開催をさせていただいたところであります。よろしくお願ひ申し上げまして、冒頭のご挨拶といたします。

(所要のため市長退席)

3 経過説明

・総務防災課主幹

それでは替わられた検討委員の方もいらっしゃいますので、最初に、検討委員会の位置づけについて、説明いたします。

お手元の「芦別市総合庁舎整備 市民検討委員会 設置要綱」をご覧ください。

要綱の第1条の目的、第2条の検討事項に記載しておりますが、総合庁舎整備に関する「基本構想」、「基本計画」に関し、意見及びアイデアをいただくということで設置をしており任期期間については、基本計画までとしていますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、総合庁舎の整備につきまして、今までの経過を説明していきたいと思ひます。

平成28年の熊本地震を契機に、業務を行う場である庁舎が発災時においても、有効に機能しなければならないことが再認識され、庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあるので、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、平成29年に公共施設等適正管理推進事業債「市町村役場機能緊急保全事業」が創設されました。

事業の対象となるのは、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業となっており、令和2年度までの事業となっており、通常は期限までに建設を完了する必要があるわけですが、令和3年3月末までに実施設計に着手した場合は、対象とするという見解が示されたため、芦別市においても、庁舎の整備は必要であることから、芦別市総合庁舎整備市民検討委員会を設置し構想を策定しました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、その後の基本計画の策定に向けた当委員会の開催や市民説明会を開催することが困難になったことなどから、公共施設等 適正管理推進事業債「市町村役場機能緊急保全事業」の活用を見送り、スケジュールについて先送りすることとなったところです。

現在は、本庁舎整備に係る起債制度創設を要望する会により、有利な起債の創設に向け要請活動を行っているところです。

それでは、資料を説明しますのでご覧ください。

新庁舎の位置、(3)「建設候補地の選定」図の下の網掛け部分④もとまち公

園からとなります。

当初、構想を策定した時点で、都市公園の取り扱いは、代替公園を設置しなければならないとされていたため、「もとまち公園」は建設予定地ではありませんでしたが、構想策定後、もとまち公園に建設する場合、代替公園の面積要件が緩和されましたことから見直しをしております。

次に新庁舎建設候補地の比較ですが、見直し後となっている方の網掛け部分をご覧ください。

「もとまち公園」を建設予定地とする見直し案に関して、

- ・先ほどの都市公園の規制緩和により面積減少分の代替公園の設置がなくなること。
 - ・庁舎へのアクセス道路となる道道の無電柱化が事業化されたことから、当面の間、道道から市道に切り替えることが困難となったこと。
 - ・また、比較要件以外では、災害時に、庁舎周辺は防災拠点となりますが、災害に関する自衛隊や消防などの車両が集結しますので、防災拠点としてのスペース的な機能が必要なこと。
 - ・冬期間の庁舎駐車場ですが、除排雪による堆雪で来客駐車場スペースが半分になることもあることから、大雪に備えた堆雪スペースが必要なこと。建設地を福祉センター横とした場合では、庁舎前の駐車スペースを大きくとれないことから、現庁舎側の駐車場から道路横断することになり危険であること。
 - ・福祉センターや図書館といった施設については、耐震化は行っておりますが、耐用年数自体は変わらないことから、今後、公共施設の集約等の諸条件を考慮しなければならない。
- 以上のことが理由となります。

事業スケジュールについては、見直し前の構想で公共施設等 適正管理推進事業債「市町村役場 機能緊急保全事業」の活用を見込んでおりましたが、見送ったことで、現状、考えられるスケジュールに見直ししております。

見直し前の構想では、資料右下の経過説明にもあるとおり、令和3年度中に実施設計に着手すれば公的債の対象となることから、起債活用のスケジュールで事業実施を予定しておりましたが、コロナ禍の影響で当委員会や市民説明会を開催することができず、意見交換が困難となり整備を見送りすることとなりました。

その後、庁舎整備を行う道内各市と共同で起債の要望を行いながら、13年度建設を目標としておりましたが、現庁舎の老朽化の状態を見ると、1年でも早く整備を行う必要があるとの判断のもと、国の有利な起債制度が望めない場合であっても、令和10年度完成を目標に具体的な検討を進めていくとのことで見直し案を作成しています。

なお、囲みで記載しました経過説明は今回の説明用としており、今後の構想作成時には削除いたします。

説明は以上です。

・総務防災課長

事務局としては以上になりますが、ご質問等あればお願いします。

・委員

以前の委員会でも話題になっていましたが、もとまち公園に関しては、噴水等があることから、あまりいじらない方がいいという話をしていました。今回は代替えの必要がなくなったというので、片側を公園とし噴水等々の機能は持たないことになるとのことですが、噴水の水道管などがあることに関しての撤去等の費用に関して心配なところはあります。福祉センターからもとまち公園に移す事へのメリット、デメリットは理解しましたが、駐車場機能等を含めてもう少し説明してほしいと思います。

・都市建設課長

当初、もとまち公園も考えましたが、新庁舎の建設費を抑えるために小さくしようというのが第1条件でした。そのような中で福祉センターと合わせて小さくできないかということで考えた形になります。もとまち公園に関しては、中島委員が言うように噴水であるとか、市民が憩える施設があります。また、都市計画法の中で面積要件があり、公園をつぶして庁舎を建てるのは難しいという条件もありましたので、既存の施設を利用することを優先して考えたところでした。

ただ、年数が経ち建設も当初より10年近く遅れることを考えると、福祉センターの老朽化が進んでいきます。せっかく建てられたとしても、福祉センターが老朽化して、そちらの機能が使えなくなるということを考えると、併設して建てる意味がなくなってしまうということまで検討しました。その中で、理想は、先ほど事務局から説明がありましたように市民が利用しやすい場所がいいだろうということで、道道を横断して庁舎に行くというのは市民が使いつらいだろうと、道道を横断しないことを考えた時にはもとまち公園しかないだろうと判断しました。

もとまち公園には噴水、シンボルタワー、記念碑もあります。今後、その扱いをどうするかは更に練っていかねばなりません。噴水もシンボルタワーもかなり老朽化しておりますので、庁舎を建てる際に老朽化した施設として撤去するのも一つの考えではないかということで、将来のランニングコストを考えた場合、もとまち公園に建てた方がスペース的にもいろいろ考えられる。もとまち公園に建てた場合は、前回示した会議室等の福祉センターとの共有施設を持つということにはなりません。現在も福祉センターの会議室を使用していますので、今と同じ状態になると思います。直接つながなくても一定程度利用できると思っています。

そのような事で、維持管理コストや利用しやすい施設といった場合には、もとまち公園が適切ではないかと考えています。大きな転換となったのは、都市公園の規制緩和ということで、庁舎及び消防庁舎に関しては公園の中に建てたとしても代替え施設を設けなくてもいいと。芦別市に関しては、近隣に若葉公園もあり市民に対する公園の割合も確保できますので、もとまち公園に整備することを考えたものです。

・委員

公園として維持していく場合も将来的なランニングコスト等を考えれば、庁舎の利便性を考えた時にもとまち公園に建てることによって、その区域を整理しようということとしてとらえてよろしいか。

・都市建設課長

はい。

・総務防災課長

他に質問はございませんか。構想の見直しに関する意見等も含めてご発言願います。

・委員

財政面で聞きますけれど、当初の構想の時にもありました有利な事業債は適用できるか微妙だということで、適用を受けない場合についても議論はあったかと思えます。その中での計画として令和6年までとなっていました。大きくとん挫したのは、ふるさと納税、日本ソーイングの撤退による見込み、予想していた財源がなくなるということで取りやめになりました。

今後も大きな財源問題があると思えます。今の説明の中では、ふるさと納税は触れられていませんが、一時期4千万円台まで下がっていたものが5億円まで、お米を中心とするふるさと納税返礼品のおかげで、当初の落ち込みをカバーするほどになりました。当初の見込み通りの財源が無くても、このことを見込めることによって、これを加味した中で本市が抱えなければならない財源を踏まえ庁舎建設について目途が立った、それを考慮して年数を延ばしたということにとらえてよいのでしょうか。

・財政課長

確かに前回は、有利な起債制度という部分で、借金をしても一定割合が国の補てん措置という形で交付税として算入される、その制度にのって何とか建てたいということだったのですが、これまで説明にありましたように、ふるさと納税で大きく入っていたソーイングの工場閉鎖、庁舎建設だけではなく、将来的な芦別の財政運営につきましても大きく不安が漂うという状況で、制度ありきで建設に向かうのは難しいという判断により、先送りの選択をしたところ です。

再度検討を進めるにあたって、財源というのは非常に大きな問題であります。一応、ふるさと納税が昨年は5億円台とピーク時まで回復しておりますが、見通しを立てている中においては、一定程度ふるさと納税の部分はありつつも、それだけに頼ったものではなく相対的な財政運営を考えたいうえで、一定の額を確保できるのではないかと目算を持ってスケジュールを作成しています。

しかし、ウクライナ情勢や物価高騰で、どれだけの建設費になるのか見当が付きません。金額としてはっきりとしたことは言えませんが、仮に前回の目安としていた金額であれば、今回示したスケジュールでいけるのではないかと考えています。繰り返しになりますが、ウクライナ情勢や物価高騰、建設場所を変更することにより一からの積算になりますので、そのことを踏まえてどうなのかはたどり着けていないものの、財源ありきでは話が前に進みませんので、まずは議論を進めながら今後精度を高めていかなければと思っています。

・都市建設課長

スケジュールの件ですけれど、財政課長が説明しました通り、以前の事業費でいけばこれで大丈夫だと思っています。ただ、新しい場所に建てると、

建物の形、大きさ、持たせる機能などで変わってきます。あくまで、基本構想の中では、物理的に言って最短がこのスケジュールとなると思ってください。今後、議論を交わす中で、施設の大きさや機能などを細かく考慮したうえで、もう一度事業費を計算します。その時に改めて財源が確保できるかどうかによって、たぶん事業費は増額になりますので、スケジュールが延びる可能性はあります。しかし、基本構想の中ではこういうスケジュールとなっているととらえていただいて、基本計画の中で具体的なスケジュールは示していきたいと思っています。

・委員

今回の基本構想の案について異論はありません。今回のスケジュールを見ると、基本構想・基本設計において、その都度市民説明会が設定されています。市民説明会自体を否定するものではありませんが、賛成の人は来ないで否定的な意見を持った人が来て、否定的な意見を言うことが多くなってくるのかなと感じています。その辺の意見の取扱を考えていただきたいと思います。また、市民説明会を3年に渡って行う中で、どの段階かで業界団体との意見交換を考えてほしいと思います。一つは基本構想の16ページの中に新庁舎の規模は4,700㎡から5,000㎡程度として、上記の規模内で他の民間施設や公共施設の複合化を検討しますとなっています。こういった機能を複合化させるかというのに、業界団体との意見交換をやっていただきたいなと思います。新しく庁舎ができれば、物品や機材等を納品する業者も出てくると思うので、その業者が納品しやすい造り、利便性というの、市民が使いやすいというのはもちろんですが、そういう機能性というもの考慮するべきだと思うし、建設業者・設備業者の意見も聞いて、将来のメンテナンスの事も踏まえた基本設計となるように検討をしてほしいと考えています。

・総務部長

市民説明会については、いらっしゃる市民の方が肯定的な意見ではなく、否定的な意見を持っている方が集まるといったことはあるかもしれませんが。しかし、一方的にそれをなくしてこちら側だけで進めることにはなりませんので、意見として頂戴します。

・委員

最初に申し上げたように、否定をするものではありません。そういう傾向がみられるという趣旨で申し上げました。

・総務部長

おっしゃる通りだとは思いますが、市民説明会を行う方向で進めていきたいと思っています。2点目の業界団体の意見交換については貴重なご意見であり、庁舎整備に当たり、利用する市民の利便性に重きを置いて検討を進めており、納品業者等への配慮は欠けてしまっているかもしれないので、業者からの立場でこういった機能が必要であるのかなども反映させていかなければならないと思います。

・委員

前回の委員会にも参加していたのですが、リモートの活用ということで面積を縮小するといった話題も出ていたと思います。基本構想の中にコロナがあった2年間を踏まえての庁舎ということで、時代に合った庁舎の第1号と

というような項目を入れて進めていかなければならないと思います。既存の建物の機能も大切かと思いますが、次世代の新しい項目も加えていただきたいと思います。

・都市建設課長

今回の構想で考えているのは、感染予防窓口だったり、IT といった部分だったり盛り込んでいこうと思っています。言われた通り、時代は変わってきていますので、窓口業務もアクリル板を常設するとかの内容を考えていますので、今後お示ししたいと思います。

・総務部長

加えさせていただきますけれど、リモートという部分を含めデジタルトランスフォーメーションの活用ということで、現状は、手続きをするたびに市役所の窓口に行くことになっていきますが、将来的には自宅で出来るような流れになると考えていますので、そういったシステムの導入や、そうすることで今あるスペースを縮小していくこともできると思いますので、基本計画を策定する段階で取り入れていかなければならないと感じています。

・総務防災課長

他に意見はございませんか。また、今回の議題である建設予定地の変更についてはよろしいでしょうか。

・各委員

ありません。

・総務防災課長

それでは、建設予定地の変更についてご理解をいただいたものとします。今回の委員会でいただいた意見は市長に報告させていただきますとともに、来週開催される市議会の特別委員会でも報告させていただきます。

(終了)